

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から同年12月までの期間及び61年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年3月まで
② 昭和60年10月から同年12月まで
③ 昭和61年4月から同年9月まで

私は、義父から国民年金の加入は国民の義務だと言われ、妻が昭和62年2月ごろA区役所で国民年金の加入手続を行った。加入前の未納分を一括払いすることは無理であったので、3か月に1回、月々の支払いに加算して過年度納付した。納付したのに、未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和62年3月ごろ払い出されたものと推認され、同時期において申立期間②及び申立期間③のうち、61年4月から同年6月までの期間は、国民年金保険料の納付が可能である上、その前後の期間はいずれも過年度で納付済みであることから、当該期間の保険料についても、過年度納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間③のうち、昭和61年7月から同年9月までの保険料については、申立人の所持する領収証書によると、納期限の記載に誤りが認められるものの、申立人はその記載どおりの納期限内に過年度納付したことが確認できることから、行政側の不適正な事務手続が認められ、当該期間が未納となった責任を申立人が負うべきものとは認められない。

一方、申立人は、昭和62年2月ごろ国民年金に加入し、加入前の未納分を分割して納付したと申述しているが、手帳記号番号が払い出された同年

3月においては、申立期間①のうち59年12月以前の期間は時効により納付できないことから、申立期間①の保険料を納付していたとは考え難く、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から同年12月までの期間及び61年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2520

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月

私は、平成11年3月末日に事業所を退職した際に、同年3月の1か月は国民年金に加入しなければならないことを承知しており、催告書が送られて来たのでA市役所で国民年金の加入手続を行い、1か月分の国民年金保険料を納付した。その後転居した区役所で国民年金の加入手続を行ったときに職員から過去の資格を確認してもらい、年金手帳に資格の変遷を記載してもらったことは明確に記憶している。申立期間について未加入、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金の切替手続及び国民年金保険料の納付は当時居住していたA市で行い、転入先の区役所で国民年金の資格記録を確認し、年金手帳に記載してもらったと主張するところ、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には申立期間について「平成11年3月31日 1号」と記載されており、申立期間において国民年金の強制加入者であることが確認できる。

また、申立人の所持する年金手帳には申立期間以降の変更記録も記載されており、平成15年10月に国民年金への加入変更手続を行ったとする記載は、申立人の申述内容と一致する上、申立期間は1か月と短期間である。

さらに、オンライン記録には申立期間に係る国民年金の資格取得及び喪失記録は無く、申立人の所持する年金手帳の資格記録と相違する上、同年年金手帳には申立人が加入していたB共済組合の加入期間が国民年金の強制加入期間と誤って記載されているなど行政側の記録管理が正しく行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年6月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年6月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで

昭和53年1月ごろ、結婚を契機に夫がA市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は付加保険料を含め加入時点から夫婦二人分を一緒に夫の銀行口座からの振替で納付していた。保険料の口座振替を停止したことはなく、預金残高が不足になった覚えも無いのに申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和53年1月ごろ、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できる。

また、申立期間①及び②はそれぞれ3か月と短期間であり、前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、国民年金に加入した昭和53年1月以降の保険料は、申立期間を除き付加保険料を含めてすべて納付済みとなっている。

さらに、申立人の所持する昭和59年分の「給与所得者の保険料控除申告書」によると、夫婦二人分の国民年金定額保険料及び付加保険料として15万6,540円が控除申告されていることが確認できることから、申立人が申立期間①及び②の定額保険料及び付加保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から49年3月まで

私は、申立期間当時学生であったが、亡くなった父が「お前の分も国民年金に入っているから心配しなくても良い。」と言っていたことを覚えている。両親共に自身の国民年金保険料は納付していたはずであり、私の分も納付してくれていたと思う。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得年月日から昭和49年7月ごろに払い出されたと推認でき、払出時点において、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間以降、平成10年2月に厚生年金保険に加入するまでの長期間にわたり保険料の未納は無く、申立期間は16か月と比較的短期間である上、申立期間において申立人の保険料を納付したとする申立人の両親はそれぞれ60歳までの保険料を完納しており、家族共に保険料の納付意識の高さがうかがえ、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 50 年 1 月まで

私の国民年金は、20歳になった昭和45年*月から50年1月まで未加入となっているが、私が20歳になったときに父が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料はきちんと納付していたはずである。私は当時、事業所を営んでおり、申立期間においては厚生年金保険にも加入しておらず、国民年金の加入者で国民年金手帳の46年度の欄には領収印があり、47年度の領収書もあるのに未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号については、国民年金手帳記号番号払出簿により社会保険事務所(当時)から昭和45年10月8日にA町(現在は、B市)に払い出されており、申立人が20歳に到達した年度に加入手続きが行われたことが推認できる。

また、特殊台帳では申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、昭和50年2月*日の婚姻により資格取得年月日及び保険料納付済期間を訂正している記載があるが、申立人からの聴取において、申立人は申立期間当時から事業所を経営し、国民年金以外の公的年金制度には加入しておらず、申立期間においては強制加入の期間であり、国民年金の資格取得年月日及び保険料納付済期間を訂正する理由は無い。

さらに、申立期間における申立人の納付済みの保険料は特殊台帳に還付の記録は無く、申立人の国民年金手帳の資格記録欄及びB市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても最初の資格取得年月日である昭和45年7月3日に強制加入を訂正した記録は無く、強制加入者であったことが確認でき、申立期間の保険料も納付済みとされ、還付記録も無いことから行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2524

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで
平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料は、元妻が納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金の加入当初の昭和61年度及び申立期間を除き、すべて現年度分を一括納付又は前納制度を利用して保険料を納付していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる上、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人が提出した昭和61年から平成2年までの確定申告書（控）では、申立期間当時、申立人は経済的にも安定していたと考えられ、基本的に申立人が申立期間当時、納付した国民年金保険料を計上していたと推認できる上、申立期間に係る元年分の確定申告書（控）には、申立期間に納付すべきであった国民年金保険料9万6,000円の記載があることから、申立期間の保険料は納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年4月

私は、平成14年3月に専門学校を卒業し、同年4月からA事業所で働いていた。B社に入社する17年5月までの国民年金保険料はすべて納付していたはずであり、「15年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申請書」にも保険料1年分を納付した記載があり、申立期間が未納とされていることについて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその前後の期間と同じく納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間に勤務していたA事業所（現在は、C事業所）が保管している、申立人に係る「平成15年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者特別控除申告書」には、15年分の社会保険料控除欄に申立期間を含む同年1月から同年12月までの1年分の保険料に相当する額が記載されていることが確認できる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から52年3月まで

私は、昭和50年12月に会社を退職し、時期は覚えていないが、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。A社会保険事務所（当時）で記録を確認したところ、52年4月から53年12月までの記録が納付済みに訂正された。申立期間についても、保険料を納付していたと思うので、記録を確認して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年4月ごろに払い出されたことが推認でき、その時点で、申立期間は現年度納付及び過年度納付が可能である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳までの保険料を完納しており、申立人の母も、国民年金の加入可能期間の保険料をすべて納付していることから、納付意識の高さが認められる。

さらに、申立期間は16か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立期間についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月の国民年金保険料については重複して納付していたものと認められ、同年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から61年6月まで
② 昭和62年4月から63年3月まで

私は、厚生年金保険に加入していない会社に勤務していたので、同社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間、A市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。時期は定かでないが、20万円くらいをまとめて納付した記憶がある。昭和62年4月は、63年12月分の保険料が充当された記録となっているが、この期間を含めて一括納付したはずであるので、申立期間が未納及び未納充当とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の納付記録により、昭和63年7月ごろに払い出されたことが確認でき、その時点で、過年度納付が可能である。

また、オンライン記録により、申立期間②直前の昭和61年7月から62年3月までの期間を63年10月5日に過年度納付していることが確認できることから、12か月と短期間である申立期間②についても過年度納付したものと考えるのが自然である。

なお、申立期間のうち、昭和62年4月の保険料については、無資格期間納付とされた63年12月の保険料が充当された期間と記録されていることから、62年4月の保険料は重複して納付されているものと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が過年度納付を行った昭和63年

10月の時点では、時効により保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、充当期間とされている昭和62年4月の国民年金保険料を重複して納付したものと認められ、同年5月から63年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年12月まで

私は、自営業を始めて国民年金に加入して以降、夫婦二人分の国民年金保険料をずっと納付してきたはずであるのに、私のみ平成3年4月から同年12月の9か月分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き、すべての国民年金保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月ごろに夫婦連番で払い出されたことが推認できるところ、申立人及びその妻は、共に44年9月から47年3月までの期間について第3回特例納付を利用して特例納付し、60年8月から61年3月までの免除期間についても追納するなど、納付意識の高さが認められる。

さらに、申立期間は9か月と短期間である上、申立人の妻は申立期間の保険料を納付済みであることから、申立人も申立期間の保険料は納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2529

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

私が、結婚前まで居住していたA県B市では、国民年金手帳の資格記録が昭和50年10月25日任意加入と記載されていたが、結婚して6か月後の51年4月にC市へ転居した後に、同年4月1日任意加入に訂正された。

当該期間は、B市に居たときに既に国民年金保険料を納付しており、C市が加入期間を訂正していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳には、申立期間の国民年金保険料である、昭和50年10月から同年12月までの保険料を同年10月31日に、51年1月から同年3月までの保険料を同年1月31日にB市で納付し検認印が押されていることが確認できるところ、社会保険事務所（当時）は、当該期間については未加入期間であるとして、平成21年12月21日に国民年金過誤納額還付充当通知書により還付する通知を行っている。

しかしながら、保険料納付後長期間経過していることから、申立人は還付金を受領していないこと、及び当該保険料が長期間国庫歳入金として取り扱われていたことを踏まえると、保険料の納付を認めないことは信義則に反すると判断される。

また、C市D課では、申立人の国民年金手帳の記載で申立期間の保険料が納付されていることを承知しながら、資格取得時期を昭和50年10月25日から51年4月1日任意加入に訂正したことについては、資料が無く訂正した理由は不明としているところ、本来、訂正の必要は無いことから行政側の事務処理に不手際があったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月から同年 7 月まで
② 平成 6 年 3 月

私は、転職のため会社を辞めアルバイトをしていた昭和 59 年 5 月ごろに、妻が国民年金の加入手続をして、そのときに年金手帳をもらっている。

国民年金保険料の納付、その後の厚生年金保険から国民年金への切替えは妻がきちんと行っていたはずであるのに、保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻の納付記録は、納付済みとなっている上、申立期間②は1か月と短期間であることから、申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、妻が昭和 59 年 5 月ごろにA市で国民年金の加入手続をしたと申述しているが、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、62 年 3 月ごろに社会保険事務所（当時）からB市に払い出された番号の一つであり、同時期に加入手続を行ったことが推認されることから、59 年 5 月ごろA市において加入手続を行ったとする申立内容と符合しない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

また、申立人が所持する年金手帳に記載された初めて被保険者となった日は、昭和 62 年 5 月 20 日とされており、申立期間①に係る加入手続を行

った形跡は見当たらないことから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から47年3月まで
② 昭和47年10月から同年12月まで

私が伯母の家に住み込みで働いていたとき、伯母が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料の納付もしてくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金保険料領収証書により、申立期間前後の昭和45年7月から同年9月までの期間、47年4月から同年9月までの期間及び48年1月から49年9月までの期間については、平成21年5月11日付けで、納付記録が追加修正されていることが確認でき、本来、納付済期間とするところ、これまで未納期間として記録されていたことから、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが認められる。

また、申立人は、住み込みで働いていたときの雇主である伯母が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたと述べているところ、伯母夫婦は、国民年金制度発足時から60歳までの保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえることから、申立人の申立期間に係る保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和50年6月から同年11月までは11万8,000円、同年12月は12万6,000円、51年1月及び同年2月は11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月30日から51年3月1日まで

私は、昭和48年1月4日から51年2月末日までB区Cに所在したA社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていた。50年6月分から51年2月分までの給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和50年6月分から51年2月分までの給与支払明細書の写し及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、昭和50年12月1日に事業廃止を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、51年5月28日付けで、50年6月30日にさかのぼって申立人の被保険者資格が喪失されたことが確認できる上、申立人と同様に遡及処理されている者が、申立人のほかに18人存在しており、かつ、当該事業所で経理事務を担当していた者の証言によると、当該事業所は、申立期間においても適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、全喪処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格を昭和50年6月

30日にさかのぼって喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録により、離職日の翌日である51年3月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書から、50年6月から同年11月までは11万8,000円、同年12月は12万6,000円、51年1月及び同年2月は11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA法人B事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成5年9月1日、資格喪失日が9年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月1日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年5月1日まで

私は、申立期間において勤務場所の異動はあったが、同じ事業所で継続して勤務していたため、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA法人B事業所における資格喪失日は、当初、平成9年4月30日と記録されているところ、これを同年5月1日とする訂正の届出が、22年3月9日付けで事業主からC年金事務所に提出されていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、9年4月1日から同年5月1日までの期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、事業主から提出された申立人の給与台帳及び意見書により、申立人はA法人に継続して勤務し、平成9年5月1日にB事業所からD事業所に異動し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が提出した申立人の給与台帳における平成9年5月の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が平成9年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2063

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年3月10日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人のA社C工場における資格取得日は昭和20年5月1日、資格喪失日は同年9月1日、同社B工場における資格取得日は同年9月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和20年5月から21年3月までは200円、同年4月から同年10月までは480円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月10日から同年5月1日まで
② 昭和20年5月1日から同年9月1日まで
③ 昭和20年9月1日から21年11月1日まで

私の夫は、A社人事部発行の在籍証明書にもあるとおり、大正14年8月1日から昭和33年11月30日まで同社に在籍していたが、20年3月10日から21年11月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社が申立人の妻に交付した在籍証明書及び同社から提出された申立人に係る人事記録の写しにより、大正14年8月1日から昭和33年11月30日まで継続して同社及びその関連工場に勤務していたことが確認できる。

2 申立期間①については、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じページに記載されている被保険者20人のうち、申立人を含む19人が昭和20年3月10日に資格を喪失しており、申立人の息子の供述からも同日にB工場が焼失し、実質的に勤務できない状況にあったものと推認されるが、事業主との雇用関係が継続している以上、給与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたものとするのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和20年2月の申立人のA社B工場における社会保険事務所（当時）の記録から、150円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②については、A社C工場の被保険者名簿において、申立人に係る昭和20年5月1日資格取得、同年9月1日資格喪失という記録が確認できる。

また、申立期間③については、A社B工場の被保険者名簿において、申立人は、昭和21年11月1日に被保険者資格を再取得しているが、当該被保険者名簿において、申立人の前後で被保険者が資格取得日順に記載されていないこと、申立人の資格取得日以前の標準報酬月額の改定が記載されていること、及び申立人の氏名が誤って記載されていることが確認でき、社会保険事務所の記録管理に不備が認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社C工場における資格取得日を昭和20年5月1日、資格喪失日を同年9月1日、同社B工場における資格取得日を同年9月1日とする旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立期間②については、A社C工場の被保険者名簿の記載から200円、申立期間③については、同社B工場における昭和21年11月の社会保険事務所の記録から、20年9月から21年3月までは200円、同年4月から同年10月までは480円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年3月15日）及び資格取得日（同年11月17日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月15日から同年11月17日まで
平成21年6月に社会保険庁（当時）から、厚生年金保険被保険者記録を受け取った。それを見ると、私の夫がA社に勤務していた申立期間の約8か月が欠落していることが分かった。

しかし、私の夫はこの期間も継続して勤務していたので、欠落していることは納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、A社において昭和40年2月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年3月15日に資格を喪失後、同年11月17日に同社において再度資格を取得しており、40年3月から同年10月までの申立期間において被保険者期間は無い。

しかし、申立人は、A社の当時の事業主による証言及び当該事業所において申立期間に被保険者記録を有する元同僚の証言から判断すると、申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

また、当時の事業主は、「申立人だけが、約8か月間厚生年金保険被保険者記録が欠落することは考えられない。申立人は正社員で、B（作業）担

当であり、申立人がいないと作業ができなかった。」と証言している上、元同僚は、「申立人はB（作業）やC（職種）担当であった。」と供述しており、申立人の職種の変更があった旨の証言は無い。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所において、申立人以外の者は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年2月の申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年3月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2065

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店営業所における資格取得日を昭和29年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月21日まで

私の夫は、厚生労働省の記録では、A社本社からC支店営業所に転勤した時期の厚生年金保険が未加入とされている。夫は昭和29年4月に入社してから62年に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の経歴表、退職証明書及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和29年6月1日に同社本社から同社C支店営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年5月の申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続の誤りにより、厚生年金保険被保険者期間に欠落が発生したことを認めていることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和51年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和50年1月から同年8月までは6万8,000円、同年9月から同年12月までは9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月1日から51年1月1日まで

私は、昭和49年にA事業所（現在は、B事業所）に入社し、当初より同事業所C支店で勤務していたが、勤務期間の途中から厚生年金保険被保険者の記録が無くなっている。私の記録が1年間も無いことは納得できないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B事業所から提出された「履歴簿」及び元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

また、当該事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日は昭和50年1月1日と記載されているが、その8か月後の同年9月1日に標準報酬月額を改定している記録が確認でき、当該記録は削除されていない上、同原票の「厚生年金保険進達記録」欄により、進達処理が51年1月に行われていることが確認できることから、申立人が50年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する昭和51年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和50年1月から同年8月までは6万8,000円、同年9月から同年12月までは9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月1日から42年4月1日まで

私は、昭和41年9月1日に、A社に幹部候補として入社し、3か月の試用期間後、本採用になり、その後、42年4月から本社で研修を受け、平成15年2月22日まで継続して勤務したが、昭和41年12月1日から42年4月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得できないので再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職務履歴、在籍期間証明書及びC健康保険組合から提出された適用台帳から判断すると、申立人が申立期間に当該事業所で継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所は、申立人が昭和41年12月1日から内勤職員として在籍していると回答している上、申立人の厚生年金保険の資格取得日が「1966年12月1日」、健康保険組合の資格取得日が「1966年12月1日」となっているコンピュータシステムの職務履歴の写しを提出しており、申立人が主張する資格取得日と一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において申立人と同期であるD（施設）採用の元同僚の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成5年7月30日、資格喪失日が7年11月1日とされ、5年7月30日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、A社に係る資格取得日を同年7月30日から同年8月1日に訂正し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のB社における資格喪失日を同年7月30日から同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月30日から同年8月1日まで

私は、昭和59年6月26日にA社へ入社して以降、グループ会社間での異動はしたが一度も辞めたことはなく、継続して勤務していた。平成5年7月分の給与支給明細書にも、厚生年金保険料の控除が記載されているので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、事業主からの訂正の届出により、資格取得日が平成5年7月30日、資格喪失日が7年11月1日とされ、当該期間のうち、5年7月30日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の記録、申立人が所持する給与支給明細書、同

僚の証言により、申立人はB社からグループ会社であるC社に出向し5年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る給与支給明細書に記載された社名はC社となっているが、申立人は、「昭和59年6月にA社に入社し、仕事の都合でグループ会社であるB社に異動した。申立期間当時、同社から出向し、グループ会社であるC社の事業に従事していた。」と供述しており、厚生年金保険については、出向元であるB社で加入していたことが確認できる。

さらに、申立期間当時、B社、C社及びA社は登記簿謄本によると、同一事業主であったことが確認でき、申立期間に係る資格記録の訂正は、本来、厚生年金保険に加入していたB社が申立人の資格訂正届を提出するところ、事業所名をA社と誤って提出したものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社に係る給与支給明細書の保険料控除額及び平成5年6月の社会保険事務所（当時）の記録から38万円とすることが妥当である。

なお、B社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主とは連絡が取れないため、事情を聴取することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、B社の事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和33年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月21日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和29年4月に入社して以降、48年7月まで一度も辞めることなく継続して勤務していた。

しかし、私が同社D本社から同社C支店に転勤した33年3月21日から同年4月1日までが厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した回答書及び同社人事発令簿並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務（昭和33年3月21日に同社D本社から同社C支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年4月の申立人のA社C支店に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る資格取得届を誤って届け出たことを認めており、申立人の資格取得日については、事業主が昭和33年4月1日として届け出た結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 1 月まで

私の妻は、国民年金保険料の免除申請手続を 2 回行い、昭和 62 年から平成元年 1 月まで全額免除になっており、私も 20 歳になった昭和 63 年*月から保険料を免除されていると思っていたのに、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和 63 年 5 月に国民年金保険料の免除申請手続を行い、免除が認められていたもので、申立人自身の保険料についても申立人が 20 歳になったときから免除されていたはずだと主張するところ、申立人が所持する年金手帳には、国民年金加入時に払い出されるべき国民年金手帳記号番号及び国民年金被保険者となった日の記載は無く、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした覚えはないと述べている上、保険料納付及び免除申請を行う際に必要となる手帳記号番号の払出しについて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料の免除申請を行うことはできない期間である。

さらに、申立人の妻は、自分自身については免除申請を行ったことを覚えているが、申立人の申請も合わせて行ったかは不明であると述べている上、申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、加入手続及び保険料の免除申請をしていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年6月まで

私は、平成8年に自宅に来た市役所の女性に、「国民年金保険料を納付してください。」と言われたときから国民年金に加入し、保険料は口座振替で納付したはずなので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を平成8年4月から口座振替で納付したと申述しているが、申立人がA銀行あてに提出した「国民年金保険料預金口座振替依頼書」によると、同口座振替依頼書の銀行受付日は10年6月4日であり、保険料口座振替の開始は同年7月からと記入されている上、同銀行における申立人の「8年4月以降の国民年金保険料口座振替実績」により、最初の保険料の引落日は10年7月31日であることが確認できることから、申立人が8年4月から口座振替で納付したとする申立内容には信憑性は認められない。

また、申立人は、平成8年に自宅に来た市役所の女性に納付を勧められ、国民年金に加入したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の加入者の保険料納付日から4年7月ごろに払い出されたものと推認でき、申立内容と相違している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から6年2月まで

私は、国民年金の加入手続の時期については覚えていないが、晴れた日にオートバイで市役所に出かけ申立期間の国民年金保険料 30 万円台後半から 40 万円を一括で納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の時期については覚えていないが市役所において加入手続を行い、加入後、申立期間の国民年金保険料として 30 万円台後半から 40 万円を納付したと述べているところ、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の法定保険料額とは大きく異なっている。

また、申立人は、保険料を市役所の国民年金担当窓口で納付したと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の前後の被保険者の納付記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年12月から7年2月の間に払い出されていることが確認できることから、申立期間の保険料は手帳記号番号払出し時点で既に過年度保険料となる上、市役所では当該時点以降において、過年度納付の代行を行っていなかったと回答しており、申立人の主張を裏付ける事情はうかがえず、申立期間の一部は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2535

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年10月まで

私は、昭和42年に会社を退職し、厚生年金保険から国民年金に切り替えた。父が自宅に集金に来ていた納税組合長に国民年金保険料を納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和42年に厚生年金保険から国民年金に切り替え、申立人の父が自宅に集金に来ていた納税組合長に国民年金保険料を納付したと申述しているところ、町役場が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、43年11月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、同年9月2日ごろに払い出されたことが確認でき、これより以前に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続について関与していないと申述している上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっていることから、加入手続、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から57年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月から57年7月まで

私は、昭和54年3月に会社を退職する際、事務員から国民年金の加入手続をするように言われ、市役所において任意加入の手続を行った。その後、同年4月からA（職種）の仕事を始め、月に一度は仕事の途中で市役所に立ち寄り、税金や国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、市役所において国民年金の任意加入手続を行い、定期的に市役所の窓口で国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が所持する2冊の年金手帳には、申立期間における国民年金の加入記録は記載されていない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間において仕事の途中で市役所に立ち寄り、保険料を納付していたと申述しているが、納付状況について具体的な申述は得られず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2537 (事案 888 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から同年12月まで

私は、平成6年1月ごろA市役所に離職証明を持参し、国民健康保険の加入手続を行った際、同市役所職員から申立期間は国民年金の未加入期間であるとの指摘を受けたため、加入手続を行い、未納の国民年金保険料を納付するために納付書の作成を依頼し、その後、社会保険事務所(当時)で納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は国民年金保険料を社会保険事務所で納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成5年12月以降であることが確認でき、この時点では、申立期間のうち3年10月から同年12月までが納付可能であるが、納付書が発行された形跡は無く、かつ、同年6月から同年9月までは時効により保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく20年12月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人からは保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2538

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から9年3月まで

私の国民年金は、平成6年11月ごろ母がA市役所において加入手続を行い、当時、私は大学生で収入がなかったため、母が同市役所のB課で国民年金保険料の免除申請をしたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が平成6年11月ごろ国民年金保険料の免除申請を行ったと述べているところ、オンライン記録では厚生年金保険被保険者としての加入記録しか確認できない上、申立人の母は、申立人に交付された年金手帳は9年4月14日に発行された青色の年金手帳1冊だけであると回答していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、申立期間は保険料の免除の対象とならない。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料が免除されたことを示す関連資料（免除申請書控、日記等）は無く、ほかに保険料を免除されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から6年3月まで

私は、申立期間当時は学生であり、両親から「20歳を過ぎたので国民年金に加入して、国民年金保険料を納付しておくから。」と言われたことを記憶しており、再度、両親に確認したところ、弟の保険料も納付しているのだから私の保険料も間違いなく納付していると言っているのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号の記載は無いが、平成10年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得した記載があることから、基礎年金番号導入後に加入手続を行ったことが推認でき、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付はできない期間である上、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は、申立期間に係る納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧^{あいまい}であることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2540

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から11年3月まで

私は、平成10年5月12日にA区役所B出張所へ行き、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、その際収入が大幅に減少し、国民年金保険料の納付が困難であると相談したが、保険料の免除対象とはならず、後日納付書が自宅に郵送されてきた。そこで同年5月19日の午前に、出勤前に保険料を納付したにも関わらず、免除とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年5月12日にA区役所B出張所において国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、その際、収入が大幅に減少したため、国民年金保険料の納付が困難であると相談したが、保険料の免除対象とはならなかったため、後日郵送されてきた納付書で同年5月19日の午前中に、同区役所本庁舎で申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、同区役所は、申立期間当時、出張所では保険料の免除申請手続はできなかつたと回答していること、及び申立人が関連資料として提出しているスケジュール帳には、同年5月12日の欄に「区役所（出張所） 保険証届 年金届」及び同年5月19日の欄に「区役所 年金届 保険料払込」と記載されていることから、申立人はオンライン記録のとおり、同年5月19日に同区役所本庁舎で国民年金保険料の免除申請及び国民健康保険料の手続を行ったと推認できる。

また、申立人は、上記スケジュール帳の「保険料払込」の記載について、平成10年5月9日に10万円の出金記録のある銀行の預金通帳を資料として提出し、申立期間の保険料を手持ち現金5万円と合わせて納付したと主

張しているところ、申立人が保険料の納付が困難であることを相談する前にあらかじめ一括で納付する額を準備していたことになり不自然である上、同預金通帳に同年6月30日にA区から初めて国民健康保険料が口座振替されているところ、同区では国民健康保険料の口座振替は月末に当月分を振り替えていたと回答していることから、申立人は同年5月に国民健康保険料の納付に係る口座振替手続等を行ったことがうかがえる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、当時アルバイトで勤務していたA事業所（B社）で給与から控除されていた。申立期間の2年間、私は学生だったが確かに保険料を納付していたので、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、勤務していたA事業所で給与から控除され納付しており、A事業所はその後閉鎖したが、C事業所が事業を継承していると主張しているが、C事業所は、「A事業所とは全く関係が無い会社である。」と回答しており、申立期間当時の納付状況等は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳は平成8年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に交付されたもので、国民年金手帳記号番号及び国民年金被保険者の資格取得の記載は無く、オンライン記録に国民年金記録が無いことと一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2542

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月

私は、60歳になった時点で、A区役所の担当者から、あと3年間は任意加入できると聞いて、国民年金保険料を3年分まとめて納付したのに、60歳以降の国民年金の加入期間が21か月とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、昭和46年5月1日に国民年金被保険者資格を任意で取得し、60歳で資格を喪失した後、再度、被保険者資格を任意で取得した日は61年4月5日と記載されており、オンライン記録及び年度別納付状況リストと一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年3月までの期間及び12年4月から14年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月から6年3月まで
② 平成12年4月から14年2月まで

私は、A社を退社後、B社に入社するまでの平成5年6月から6年3月までの期間については、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を当時の妻に指示したことをはっきり覚えており、未加入期間とされていることに納得できない。また、12年4月から14年2月までの期間については、保険料の免除申請を行ったことは無く、保険料を納付していたのに免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できないことから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付はできない。

また、申立人は保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の元妻の連絡先が不明のため、申立期間当時の申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない上、申立期間①に係る申立人の元妻は未納期間である。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、申立人自身が保険料の納付を行い、保険料の免除申請を行ったことは無いと主張するが、C市の国民年金被保険者名簿によれば、平成12年4月から13年3月までの期間及び同年4月から14年2月までの期間の保険料免除記録があり、オンライン記録とも一致する。

また、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2544

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から同年 9 月まで

私は、勤務していたA社が廃業になり、その元請会社から厚生年金保険被保険者の資格を喪失すると聞いたが、しばらく国民年金には加入していなかった。その後、B県C市から国民年金の加入勧奨が頻繁にあり、加入手続を行った。その際、未納期間をなくすために、市の職員の勧めに従って、過去にさかのぼって保険料を納付したはずなのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先が廃業したことにより厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、C市から国民年金の加入勧奨を受け、加入手続を行ったと述べているところ、申立人が現在所持する再発行の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和 56 年 10 月 27 日と記載されている上、C市が保管する国民年金被保険者名簿及び特殊台帳においても同日に資格を取得したことが記載されており、申立期間は未加入期間である。

また、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の納付記録欄には、昭和 56 年 9 月以前について「納付不要」及び「記録不要」と押印されていることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2545

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

私は、いつごろかは覚えていないが、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月自宅に来ていたB銀行C支店の集金人に納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和50年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は第2回特例納付によらなければ納付することはできないが、申立人は申立期間の保険料を一括で納付した記憶は無いと申述している。

また、申立人は、申立期間の保険料を自宅に来ていた集金人に定期的に納付していたと主張しているが、申立期間当時に保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号がA市において払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金の加入時期、保険料の納付金額、納付方法についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から53年3月まで

申立期間については、親に勧められて昭和47年7月にA市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料はB郵便局やC銀行D支店で納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和47年7月に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は53年7月にE社会保険事務所（当時）からA市に払い出された1,000件の番号のうちの一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から同年8月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点で、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した47年7月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和53年8月の時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間以前にも国民年金の未加入期間があり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2547

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から41年3月まで

私は、昭和37年6月にA市B支所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳の記録から、申立人は、昭和41年4月28日にA市で初めて国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、この時点では国民年金の被保険者資格を37年6月までさかのぼって取得することはできないため、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、C県内において別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

さらに、縦覧調査の際、D区において生年月日が同一であり、申立人と類似する氏名の手帳記号番号の払出しが確認されたが、申立人に確認したところ、申立人はD区に居住したことはないと述べている上、当該番号には保険料納付の記録は無い。

加えて、特殊台帳により、昭和41年4月から同年9月までの保険料を同年9月1日に納付していること、及び同年3月の欄に「この月まで納付不要」の押印がされていることを確認できる上、申立期間に係る保険料の納付について、申立人の記憶は不鮮明であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2548

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から43年11月まで

申立期間については、結婚前に父から婚姻届を出すときに必ず国民年金に加入するよう厳しく言われていたため、昭和42年5月*日にA区のB支所に婚姻届を出しに行ったとき、同時に国民年金の加入手続を行い、その後、夫の毎月25日の給料日直後にB支所において国民年金保険料を納付していたのに、社会保険庁（当時）の記録では加入したのは43年12月とされ、申立期間が未加入期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年5月*日に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は43年10月21日にC社会保険事務所（当時）からA区に払い出された200件の手帳記号番号の一つで、前後の任意加入者の資格取得日から同年12月に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の住所はD（住所）と記載されている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2549

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から46年1月まで

私は、仕事でA県に住んでいるときに20歳になったので、B県C市で実家の両親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に、住民票はC市のままで、A県に居住していた申立人の姉は、自分の国民年金の加入手続は両親が行ったと思うと述べ、国民年金手帳記号番号もD社会保険事務所（当時）からC市に払い出されているが、20歳になった昭和42年*月から46年3月までの期間の国民年金保険料が未納である。

また、申立人の所持する昭和45年3月31日発行の国民年金手帳には、申立期間に係る昭和44年度及び45年度の検認記録欄に検認印は無く、昭和46年6月30日付けでC市E支所の割印が押されている上、印紙検認台紙が切り取られていることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたと主張するところ、規則上、印紙検認台紙の切り取りは未納の場合でも行う処理であり、申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものとはいえない。

さらに、申立人は亡くなった両親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれていたと述べ、申立人本人は関与しておらず、当時の加入手続、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 2 月までの期間及び同年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 59 年 2 月まで
② 昭和 59 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、年金は老後の生活を支える大切なものと考えて、夫婦共にきちんと納付してきた。加入期間に空白は無いと自覚しており、申立期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の手続は適切に行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳に記載された資格記録から申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったことは確認できない上、同資格記録はA町が保管する国民年金被保険者名簿と一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年4月1日まで
私は、ほかの事業所に勤務していた兄の紹介で、昭和26年4月1日からA事業所に勤務し、その後、28年4月1日にB社A事業所となり、平成元年9月末に退職するまで、同社及び関連会社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務したA事業所は、C社の事業所として昭和19年6月1日に適用事業所となり、その後、一旦、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、28年4月1日にB社A事業所として再度適用事業所となっており、申立期間は、当該事業所が再度適用事業所になる前の期間である。

また、元同僚は、「昭和26年4月に申立人と同期入社であった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人と同日の28年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、C社A事業所で被保険者資格を昭和22年5月24日に喪失し、B社A事業所で被保険者資格を28年4月1日に再取得している者が12名確認できるところ、被保険者資格を喪失後、ほかの事業所に転勤している1名を除く11名は、申立期間を含み、B社A事業所が適用事業所になるまでの間は厚生年金保険の被保険者資格を確認できない。

加えて、申立期間当時の記録を管理しているD企業年金基金は、「申立

人に係る記録は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 2 月 21 日まで
② 昭和 37 年 4 月 16 日から 38 年 4 月 26 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 6 日から同年 7 月 6 日まで

私は、昭和 35 年から 38 年ごろまで A（勤務形態）として、春から秋は B 県 C 市及び D 町（現在は、E 市）で F（職種）として働き、冬には G 県 H 市にあった I 社で正社員として J（作業）の仕事をしており、申立期間①及び②には I 社に勤務していた。また、39 年 4 月から同年 12 月までは K 県 L 市 M にあった N 社（現在は、O 社）P 工場で Q（作業）の仕事をしていた。

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、I 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は、昭和 35 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36 年 2 月 21 日に資格を喪失した後、38 年 4 月 16 日に資格を再取得し、39 年 4 月 26 日に資格を喪失していることが確認でき、当該事業所が保管する社員名簿においても、同様の記載が確認できる上、いずれの記録もオンライン記録と一致する。

また、申立人が元上司及び元同僚として氏名を挙げた者は、個人を特定することができないことから元同僚等へ調査を行うことができず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間①及び②を含む昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで国民年金保険料の申請免除を受けてい

ることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、申立人が元同僚として氏名を挙げた1名は、姓のみの記憶で、個人を特定することができない上、N社P工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している者20名を調査したが、連絡が取れた4名は、いずれも申立人を知らないと供述しており、申立期間当時の申立人の勤務実態を確認することができない。

また、〇社人事部門は、「申立人の在職については資料が無いので確認できない。申立期間に申立人の資格取得届を提出したか否かは不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間③のうち、昭和39年4月から同年6月まで国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除を受けていることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 31 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 4 月から同年 11 月末まで A 社に勤務し、複数の同僚と一緒に B 社に転職した。申立期間は A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間中の昭和 50 年秋ごろに A 社から B 社に転職するまでの間、A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、昭和 50 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人が転職した B 社は、同年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間はいずれの事業所においても適用事業所ではない。

また、申立人が A 社で一緒に勤務していたとして氏名を挙げた元同僚 8 名のうち、上記元同僚以外に申立人を記憶している者が 1 名いたが、勤務期間については記憶が無く、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が一緒に B 社に転職した元同僚として氏名を挙げた者 4 名も、申立人と同じく申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

加えて、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の関係資料は廃棄した。」と回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 10 日から 40 年 4 月 17 日まで
② 昭和 40 年 8 月 21 日から 41 年 3 月 8 日まで

私は、A（免許）を取得し、正社員のB（職種）として、昭和 39 年 8 月にC社に入社し、40 年 4 月まで勤務した。その後、昭和 40 年 8 月にD社に入社し、41 年 3 月まで勤めた。

上記 2 事業所について、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及びC社の当時の総務担当者の証言により、申立人が、申立期間にC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社の担当者（常務取締役）は、「当時の関係資料が無く、申立期間における厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」と回答しており、申立期間当時の勤務実態は不明である。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚 7 名に照会したところ、うち 4 名から回答があり、そのうちの 1 名は申立人のことを記憶していたが、厚生年金保険の控除について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期

間にD社に勤務していたことは確認できる。

しかし、D社の経理担当者は、「当時の関係資料は保存していない。」と回答しており、申立期間当時の勤務実態は不明である。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に資格を取得した者8名に対し、申立人の勤務実態について照会したところ、2名から回答を得たが、そのうちの1名は、「同社では、当時、入社して1年程度、厚生年金保険に加入しない期間があった。」と供述しており、別の1名は、「同社に本採用になってから1年半位、厚生年金保険に加入していない期間がある。」と供述している。

これらのことから判断すると、D社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、一定期間経過後、加入させていたと考えられる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月 1 日から 48 年 12 月 1 日まで
② 昭和 48 年 12 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社にアルバイトとして入社し、B（職種）をしていた。入社後に、厚生年金保険に入らないといけないと言われた記憶があり、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであるから、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、C社にアルバイトとして入社し、D（作業）を行った。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、「申立期間に、申立人は、A社に在籍していない。念のため、親会社であるE社の社員記録も確認したが、申立人の氏名は無かった。また、当社の申立期間当時のアルバイトの厚生年金保険の加入状況については、不明である。」と回答している。

また、申立人は、当時の元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚へ調査を行うことができず、申立期間①当時の申立人の勤務実態を確認することができない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、複数の元同僚の氏名及び当時の仕

事内容を明確に記憶していることから、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「同社にアルバイトとして入社し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張しているが、申立人が氏名を挙げた元同僚2名は、いずれも「申立人を知らない。」と証言している上、そのうち1名は、「アルバイトは、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、申立人は、「私と同じアルバイトであった元同僚が6名から7名いた。」と供述しているが、氏名を正確に記憶していない上、当該事業所の事業主に照会しても、回答が得られず、申立期間②当時の勤務実態は不明である。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月28日から同年5月21日まで
私は、事業主に誘われて、平成9年3月28日にA市にあるB社に入社し、C（職種）を行い、その後、D社に異動し、11年6月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答により、申立人は、申立期間にB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業主は、「申立人は、平成9年3月28日に当社に入社し、試用期間を経て、同年5月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と回答している。

また、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写しにより、当該事業所は、申立人の資格取得日を平成9年5月21日として、社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認することができ、オンライン記録と一致する。

さらに、事業主は、「厚生年金保険料は翌月控除であった。」と回答しているところ、当該事業所から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、資格を取得した翌月の平成9年6月分給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2076

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 8 日から 47 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 7 月 31 日まで A 社に勤務したが、同社での厚生年金保険の加入記録は 46 年 2 月 8 日までとなっている。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 44 年 2 月 10 日から 47 年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和 46 年 2 月 8 日と記載されている上、申立期間に資格を取得している被保険者を縦覧しても、申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番は無い。

また、申立人は、「昭和 46 年 2 月ごろ、それまでの派遣社員の立場から新たにできた部門を任される立場に変わった。」と供述しており、厚生年金保険の被保険者資格の喪失時期において勤務形態及び業務内容に変更があったことがうかがえる。

さらに、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に亡くなっており、賃金台帳等の関連資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認できない。

加えて、申立人の元上司は、「申立人が辞めたのは昭和 47 年ごろだったと思うが、経理を担当していたのではないので、申立人がいつまで厚生年金保険に加入していたのかは分からない。」と供述している上、元経理担当者は、「社会保険関係の届出にもかかわっていたが、40 年近く前の

ことなので、個々の届出の内容については覚えていない。」と供述しており、事業主以外の関係者からも、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを推認できるまでの証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月から37年1月まで

私の夫は、昭和20年1月から37年1月まで、A社に勤務していたが、年金記録は空白となっているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社本社事業部門は、「正社員の申立期間に係る記録は、本支店ごとに紙媒体で保存していることから、退職時の勤務地及び退職年月日が分からないと確認できない。」と回答している。

また、B国民健康保険組合は、「当時の所属支店名と退職年月日が分からないと確認できない。」と回答しているところ、申立人は既に亡くなっており、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人の当時の元同僚も確認することができないことから、聞き取り調査も行うことができない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から32年5月1日まで
私は、昭和28年5月1日から32年4月30日までA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の親族の証言により、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、当時の事業主は既に亡くなっており、申立人が挙げている元同僚は名字のみの記憶であることから、個人を特定することができず、元同僚等への聞き取り調査を行うことができないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、所在地を管轄する法務局に当該事業所の商業登記は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月1日から同年4月1日まで
② 昭和20年11月1日から21年3月10日まで

私は、昭和19年3月1日から62年9月1日までA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入して厚生年金保険料が給与から控除されていたものと思っていたが、申立期間における年金記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の退職金支給明細書及び昭和62年分退職所得の源泉徴収票により、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚で所在が判明した4名に申立人の当時の状況を照会したところ、2名から回答が得られ、そのうちの1名は、申立人のことを記憶しているものの、申立期間後の入社のため、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者証（昭和33年10月1日再交付）の被保険者台帳の記号番号に係る年金手帳番号払出簿により、申立人が同記号番号の払出しを受けて19年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人が記憶している当時の元同僚は、昭和21年4月に入社しているが、厚生年金保険の資格取得日は同年5月1日となっていることが確認できる。

加えて、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、所在が不明であることから、申立期間①当時の申立人の勤務実態

を確認することができない上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、A社の退職金支給明細書により、勤続年数は43年3か月となっており、申立人は昭和19年に入社後、当該事業所に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所において申立人と同様に昭和20年11月1日に資格を喪失し、その後、再取得した記録のある元同僚8名に申立人の当時の状況を照会したところ、1名から回答が得られ、その1名は、「申立期間は、敗戦で会社が操業停止になり、仕事が無くなったので従業員がいなくなった。私は操業が再開されたので再就職という形で呼び戻された。この間、年金記録が無いことはやむを得ない。」と供述している。

また、前述のとおり、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在が不明であることから、申立期間②当時の申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2080

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 17 日から 44 年 7 月 3 日まで
私は、41 年前のことで資料も無いが、前職の A 社 B 工場が倒産したため、C 公共職業安定所を通じて D 事業所に入社し、E（作業）をしていた。D 事業所に入社後、9 か月間、厚生年金保険被保険者の期間となっていないので再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、申立期間中の昭和 44 年 4 月の社員旅行の写真により、申立人が申立期間当時、D 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、オンライン記録により、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する者に申立人の当時の状況について照会し、3 名から回答を得たが、勤務期間を特定できる証言は得られない上、このうち 1 名は、「F（職種）及び G（作業）については、主に正社員が担当していたが、申立人が所属していた E（作業）については、正社員のほかにパートタイマーもいた。」と供述しているところ、申立人自身も、「申立期間当時、パートタイマーだったかもしれない。」と供述している。

また、上記元同僚は、「パートタイマーには見習い期間があった。」と供述している。

さらに、当時の事業主は既に亡くなっており、事業を引き継いだ元事業主は、「当該事業所を廃業し、当時の関連資料は廃棄した。」と回答していることから、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 15 日から 32 年 11 月 1 日まで
昭和 25 年 4 月から 32 年 10 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたときの厚生年金保険の被保険者記録が無かったが、事業所が新規適用事業所となった後の 30 年 9 月 1 日から同年 10 月 15 日までの被保険者記録が見つかった。それ以降も勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚は所在が不明であることから、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格を有する者のうち、所在の判明した 4 名に申立人の勤務実態及び当時の状況を照会したところ、3 名から回答を得たが、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることができない。

また、上記 3 名のうちの 1 名は、「申立期間当時、正社員は少なく、ほとんどの従業員が臨時で働いていた。健康保険及び厚生年金保険については会社から加入するかどうかの打診があり、自分が入ることにした。」と供述している。

さらに、B 社は、「申立期間当時の関係資料は無い。」と回答しており、「C（作業）をしていた人たちは、当社を退職した後で独立している場合が多く、会社を退職した後でも、下請けとして当社の仕事を請け負っている場合もある。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 17 日から 44 年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 2 月 26 日から 47 年 2 月 29 日まで

私は、脱退手当金を受給しなければ、将来年金として支給されるので受給しない方が良く、と会社の友人からアドバイスを受け、そのように決めていた。このときのことをはっきりと記憶している上、脱退手当金を受給した記憶が無いので脱退手当金を受給したと記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給されるまでのすべての事業所の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されており、支給額に計算上の誤りはなく、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に申立内容を確認しても、脱退手当金の申請及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
私は、A社に昭和 27 年 2 月に入社し、30 年 7 月に退社するまで継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。27 年 6 月 30 日から同年 12 月 1 日までが、厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚 4 名のうち、1 名は既に亡くなっており、残りの 3 名は所在が不明であることから、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格を有する複数の元同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、3 名から回答を得たが、申立人を記憶している者は無く、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、上記 3 名のうち 1 名は、「A社には若い人が何人もいて、社員同士が喧嘩けんかをして会社を辞めてしまったが、行くところがなくて、また会社に戻ってきたということがあった。」と供述している。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっている上、賃金台帳等の関係資料の所在も不明であることから、申立期間当時の雇用実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2084

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から29年3月31日まで
昭和24年4月からA事務所B課C(職種)として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので申立期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所の上部機関は、「申立期間当時、厚生年金保険の加入対象となっていたのはD部門、E部門等の現業職員であり、A事務所でC(職種)をしていたとする申立人は対象外であったと思われる。」と回答している。

また、A事務所は、オンライン記録において申立期間当時の厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、A事務所の上部機関は、「申立人及び申立人が氏名を挙げた元同僚4人について、人事記録及び退職者名簿に氏名は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から43年6月19日まで

私は、昭和38年10月から43年6月までA社にB（職種）として勤務していたが、その期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚の妻及びA社の元請会社の元社員の供述により、勤務期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の事業主は既に亡くなっており、賃金台帳等の関係資料の存在が不明であることから、申立期間当時の雇用実態は不明である。

また、申立人の記憶している元同僚は既に亡くなっていることから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格を有する複数の元同僚に申立人の勤務実態について照会したが、申立人を覚えている者は無く、申立期間当時の勤務実態について調査することはできない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 31 日から同年 8 月 17 日まで

私は、昭和 49 年 12 月に A 社に入社し、同社が倒産した平成 10 年 8 月 17 日まで継続して勤務していた。同年 7 月分の給与は支給されなかったが、社長から社会保険の手続だけはしておくと言われたので、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 社において継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所は平成 10 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間において当該事業所は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に資格を喪失している 7 名のうち、複数名の元同僚に厚生年金保険料の控除について照会したが、具体的な証言を得ることはできず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について証言を得ることができない。

加えて、申立人は、当該事業所が適用事業所でなくなった日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、オンライン記録において、喪失日が遡及して訂正された形跡は認められず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月28日から38年4月1日まで

私は、申立期間当時、A氏の所有する船舶で漁に従事していた。当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、船舶所有者A氏の所有するB丸に乗船していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B丸は、昭和37年11月28日に船員保険の適用船舶としての資格を全喪していることが確認できる。

また、申立人が保管する国民年金手帳の申立期間に係る昭和37年11月から38年3月までの期間の国民年金印紙検認記録欄に、37年9月12日及び同年12月19日付けの検認印が押されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が申立期間、A氏所有の船舶と一緒に漁に従事していたとしている元同僚4人全員が、申立人と同様に船員保険の被保険者資格を昭和37年11月28日に喪失しており、申立期間に船員保険の記録は確認できない。

加えて、申立人が保管する船員手帳によると、B丸に係る雇入年月日は昭和37年8月25日、また、雇止年月日は38年4月1日と記載されているが、この船員手帳の雇入契約の記録は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない上、当該船舶所有者は既に亡くなっており、申立期間当時の船員保険の適用状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 16 日から同年 4 月 9 日まで
私は、昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 5 月 15 日まで A 社に継続して勤務したが、62 年 1 月 16 日から同年 4 月 9 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において A 社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所から提出された「社員入社年月日一覧表 1」の申立人氏名の備考欄に「退職 S62. 1. 15」と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、申立人が再度、当該事業所に入社した昭和 62 年 4 月 9 日についても同様に一致している。

さらに、B 健康保険組合の照会回答によると、申立人は、申立期間の一部である昭和 62 年 3 月 28 日に申立人の夫の被扶養者となっており、同年 4 月 15 日に被扶養者ではなくなっていることが確認できる。

加えて、当該事業所の元上司及び元同僚は、「申立人が在籍していたことは記憶しているが、申立期間に在籍していたかについては分からない。」と供述している上、当該事業所は、「当時の賃金台帳、社会保険関係の記録は保存されていない。」と回答していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 55 年 6 月まで
私は申立期間、父が経営するA社に事務員として勤務していたので、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録を有する複数の氏名を記憶していること、及び当時の同僚の証言から、勤務時期は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立期間当時の申立人の勤務実態について確認することができない。

また、当該事業所の上記被保険者名簿により、申立期間に勤務していた元同僚7人に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち3人から回答があり、申立人が当該事業所に勤務していたとの証言は得られたが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られない。

このほか、当該事業所の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、雇用保険の加入記録においても申立人が当該事業所に勤務していた記録は無く、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要

申 立 期 間 : 昭和51年6月1日から53年1月31日まで
私は、系列会社であるA社、B社、C事業所の3社に勤務していた。
そのうち、D区にあるC事業所には昭和51年6月1日から53年1月31日まで勤務していたのに厚生年金保険が未加入とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、C事業所に勤務しており厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、所在地を管轄する法務局の商業登記においても、20年以上前の商業登記簿は保存されておらず、申立期間当時におけるD区に所在する「C事業所」という事業所の登記の記録は確認することができない。

また、申立人は、「A社、B社及びC事業所は系列会社である。」と主張しているが、B社は、「A社及びC事業所は、当社とは同系列の会社ではない。」と回答しており、申立内容と相違する。

さらに、申立人が、元同僚として氏名を挙げた3人はいずれも亡くなっており、申立人の勤務実態等について具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。